

分類番号 723.1 JA
登録番号 1472

P196 韓日国交正常化による日本の精神的浸透に対する輿論
==== マスコミ及び調査資料を中心に ====
1966.3

日本宗教の国内浸透に対する輿論
創価学会
天理教
問題点と対策

企画調査部

- (一) 朴正熙総裁の対日観
 - (二) 国民が憂慮する日本文化の浸透に対する輿論
 - (三) 日本宗教の国内浸透に対する輿論
 - (1) 創価学会
 - (ア) 創価学会に対する高裁の判示に対する輿論
 - (イ) 創価学会に対する一般輿論
 - (ウ) 創価学会の布教に対する当局の措置
 - (エ) 創価学会の現実感
 - (オ) 創価学会の内幕
 - ①創価学会発生の経緯と内歴
 - ②創価学会の沿革
 - ③創価学会の目標
 - ④創価学会と政治及び路線
 - ⑤創価学会の政治勢力と選挙活動
 - ⑥創価学会の布教手段
 - ⑦創価学会の機構と組織
 - ⑧創価学会の信条]
 - ⑨教理
 - ⑩組織
 - (2)創価学会の迷信的行為が引き起こした惨殺事件の例
- (天理教関係)
 - (一) 天理教の布教及び活動状況
 - (二) 天理教の韓国内布教経緯
 - 1. 朝鮮騒擾と基督教
 - 2. 天理教の韓国内移住布教を論じる
 - (三) 天理教の韓国内布教沿革
 - 1. 沿革
 - 2. 宗教団体としての登録内容

- (四)天理教に関連した諸事件
- (五)天理教に対する当局の措置
- (六)天理教関係者の主張
- (七)天理教の発生過程
- (八)天理教の本質
- (九)大韓天理教の日本との関係
- (十)天理教の内幕と主張
- (十一)天理教の国内布教に対する批判
- (十二)天理教の国内布教の問題点
- (十三) 対策

綜 合

1. 天理教と創価学会の本質は
 - (ア)日本国粹主義的で
 - (イ)侵略行為を合理化し
 - (ウ)政治的行為を目標として
 - (エ)日本の固有精神を礎にしたものなので
 - (オ)国内布教は民族精神の侵害を与えるものと判断される
(立証の根拠を以下の資料で提供する)
2. 天理教と創価学会の内幕と性格が反民族性なのかの余否を研究検討
 - (ア)憲法第 32 条第 2 項に根拠して、宗教自由の限界を研究しなければならないだろう
 - (イ)社会団体登録法の改正余否の検討
 - (ウ)惑世誣民行為に対する刑法上の規制強化のための研究検討
 - (エ)民法第 37,38 条の適用可否研究

(一) 朴正熙総裁の対日観

(イ)日本との過去を明らかにすれば、われわれの身に沁みた感情は不倶戴天だが、
(ロ)今日の国際情勢は過去のどんな時よりも日本との国交正常化を強力に要求しているの
(ハ)過去の敵でも今日と明日のために必要なら、日本とも手を結ばなければならないのが、
国利民福を図る賢明な対処だ。

(二)したがってわれわれは日本に対する被害意識、劣等感、敗北主義、消極主義を捨てて、
(ホ)対等な立場で、逆に優越感を持って積極的な姿勢で、日本と国交を開いて行かなければ
ならない。

※大体でこのような内容を朴総裁の対日観だと要約できる。

(二) 国民が憂慮する日本文化の浸透に対する輿論

(1) 憂慮の根拠

日本は敗戦後、特に大衆文化面では戦後の症状である退廃的で乱れた性格の氾濫状況に陥り、非常に害毒的な要素を持っている。

したがって日本文化が満ち潮が流入するように来た場合、われわれが主体性のある受け入れ態勢を備えずには、わが民族が精神的な侵害を受けるようになる非民族的な日本の毒素に押し流される心配がある。

以上のような内容が主要新聞を通して国民に宣伝されていて、その結果国民は大体これを心配している状況と判断される。

(2) 憂慮する対象

(ア)日本の退廃的な低俗文化の輸入、または侵入に対する憂慮の対象は次の通りだ。

(イ)乱れた性の通俗小説の翻訳流出

(ロ)乱れた性の映画、低俗な「ラジオ」プロ横作**(盗作の意)**

(ハ)退廃的な「レコード」「歌謡」の横作及び流行

(イ) 精神的な侵害を受けるようになる非民族的な日本風宗教浸透に対する、国民の憂慮対象は次の通りだ。

(イ)創価学会の教勢拡張浸透

(ロ)天理教の国内勢力拡張

(三) 日本宗教の国内浸透に対する輿論

1965年3月から国内の各新聞に報道された日本宗教の浸透に関する内容を分類すると、大体次のように要約できる。

(1) 創価学会

(ア) 創価学会に関するソウル高裁の判示に対する輿論(新聞の社説及び論評を中心に)

政府が宗教活動を禁止していた創価学会が、政府を相手に行政処分取消し訴訟を提起したが、1965年3月3日ソウル高裁は「創価学会の布教を禁じることのできる法的根拠がない」と判示することで、政府が敗訴したのに対する国内の輿論は次の通りだ。

(イ)法廷が創価学会を純粋な宗教団体と見るところから来る錯覚だ。

(ロ) 創価学会の活動が宗教活動で終わるとしても、国民の精神上に及ぼす害毒が大きいので、信仰自由の保障という機械的解釈をした法廷は間違っている。

== 韓国日報、大邱毎日の社説==

(イ) 創価学会に対する一般的輿論

政府が創価学会の布教のための集会及び通信連絡と刊行物の輸入配布、取得、閲覧などを禁じた行政処分があったが、ソウル高裁はこの処分を不当だと判示したので、内務部は①1964年1月17日宗教審議会が創価学会を反民族的団体に規定して民族精神を濁すと警告したし、

②1964年1月21日国務会議が創価学会の布教活動を禁止するように決定した事実を理由に、高裁の判決に不服で最高裁に上告した。

国内で創価学会に対する輿論をまとめて見ると次の通りだ。

①創価学会は宗教の仮面を被った精神的、経済的侵略より、もっと根本的な害毒を及ぼす。

②その理由は

㉑創価学会は、日本語の経文にハングルでルビをふって読ませ、天照大神の神壇に遙拝する。

㉒東方を遙拝して日本を崇拜させる精神を育て、

㉓政治的な面で公明党という政治勢力を背景とした皇国的色彩を帯びた政治団体で、

㉔韓国民を日本に精神的に隷属させようとする間接侵略の手段を、高次的に昇華したものである。

③創価学会は、日本の天皇と皇室を崇拜する日本の国粹主義的な団体で、明らかに侵略性を帯びている。創価学会の震源地である日本でも、初期には時代錯誤的な国粹主義とレッテルを貼られたことがあった。

④創価学会は日本偶像の傀儡で、これをわが地に伝播させようという動きは民族に百害無益なもので、国民の感情を遺脱させる要因になるものなので、民族の大義として糾弾されなければならない。

⑤創価学会の国内跋扈を断固と制裁し、蠢動を完全に封鎖することで、国家社会の澄んだ紀綱を乱すこれらに一大鉄拳を加えなければならない。

- ㊦創価学会は政治団体である公明党を形成し、この党は社会主義を掲げる極右勢力である。のみならず社会主義的な政治組織が韓国に、宗教の仮面を被って入って来る結果になるので容認されてはならない。
- ㊧創価学会は憲法前文で明らかにした「大韓民国は 3.1 精神の崇高な独立精神を継承」という、憲法精神に背くものである。即ちわが憲法に挑戦する反国家的組織である。
- ㊨国民は民族的意思で、創価学会がこの地に足を踏み込めないようにするだけでなく、法的措置が必要だ。
- ㊩創価学会が日本的な特殊文化団体として、「宗教の自由」という世界的な特権に便乗し、他国に浸透するということは、新帝国主義的文化精神の侵略過程である。
- ㊪創価学会は韓国の外換管理法を違反しながら、布教という浸透のために資金を投入させ、精神的侵略行為を恣行している。
- ㊫創価学会はわが民族の精神的侵蝕をしようという不純性を明かして手術して出し、その悪の根源を抜本塞源するようにならなければならない。
- ㊬韓国民なら誰でもわが主体性を蹂躪する創価学会の布教行為を発見した時、自発的に糾弾し対抗して、彼らわが韓国民の心と精神の隙間を狙って入って来られないようにし、好き勝手に韓国民を愚昧な百姓と考えられないようにならなければならない。
- ㊭輿論の総合

創価学会の国内布教は、日本の政治的経済的侵略よりもっと毒害が大きい精神的侵略であり、韓国の外換管理法まで違反しながら、勢力拡張のために資金を投入させている。

創価学会は政治的執権を目標とする組織体で、日本の国粋主義的傾向を持っており、「宗教の自由」という世界的な特権を悪用する行為で、侵略の手先の役割をしている。

国内での布教を許容した法廷の判示は、わが国の憲法精神の違反なので、創価学会の不純性を明かし、その悪の根源を抜本塞源する法的措置と共に、国民は誰でも創価学会の布教行為を発見した時には自発的に糾弾し、韓国民を愚昧な百姓と考えられないように、この地に脚を踏み入れられないようにならなければならない。

(ウ) 創価学会の布教に対する当局の措置

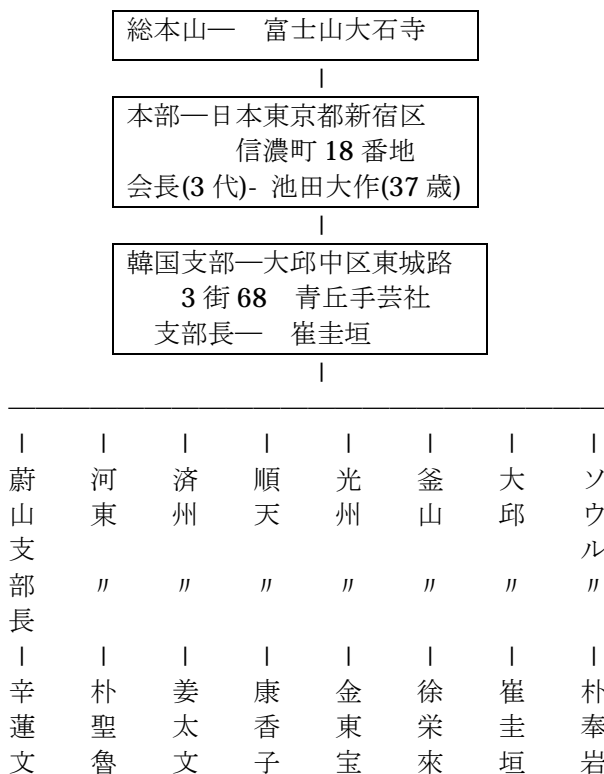
- ㊮1964年1月17日宗教審査委員会は反民族的、反国家的団体と規定し、民族精神を濁すと警告した事実がある。
- ㊯1964年1月21日国務会議は、創価学会の布教活動を禁止するようにする行政処分を下した。
- ㊰1965年8月5日楊内務部長官は創価学会、天理教など類似宗教団体を強力に取締ることを全国の警察に指示した。
- ㊱1965年8月24日創価学会の韓国総責任者である崔圭漢とソウル地区責裊日石、そして資金責尹信古鎬ら三人を外換管理法違反で拘束した。彼らは在日僑胞金壯元から布教資金として1964年11月から1965年4月の間に87万5千円を受け取った。
- ㊲政府は1965年9月創価学会、天理教など国憲を乱す宗教団体の実態把握のために、宗教団体も登録対象になるようにする社会団体登録に関する法律改正案を準備した。
- ㊳ソウル市警は1965年8月20日美風良俗を害するという「軽犯罪処罰法規」を適用し、創価学会ソウル本部の昌信洞を中心とした市内30余個の布教支所に対する捜査令状を発付受け、創価学会信者たちの実態把握をせよと管下全警察に指示した。

(エ)創価学会の現実態と事件

④創価学会の現況

地区別	代表者	住 所	備 考	
日本総本山	3 代会長 池田大作	日本富士山大石寺	公明党一参議院 15 地方議員など 1078	
韓国本部代表	崔圭垣(37)	大邱中区東城路 3 街 68	裊日植の妻の兄	
大邱 1 地区	朴暲植(46)	大邱鳳徳洞 1 区 69 班	(会 員 数) 64.1 現在	65.1 現在
			1,900	82
大邱 2 地区	裊日植(32)	大邱飛山洞 4 区 78 班	崔圭垣の妹の夫 韓国臨時公判証人代表	
			935	82
大邱 3 地区	金益祚(37)	大邱大鳳洞 5 区 121	340	112
大邱 4 地区	林昌根(37)	大邱太平路 4 街 53	1,600	95
大邱 5 地区	徐永淳(48)	大邱飛山洞 1193	2,000	40
大邱 6 地区	林丙熙(33)	大邱太平路 4 街 53	1,600	160
ソウル地区	朴泰岩	ソウル東大門区昌新洞	300	160
釜山地区	徐榮來	釜山.西区南富民洞○4	47	8
河東地区	朴聖魯	河東.岳陽面新石里	18	3
光州地区	金東宝	光州.大仁洞 駅前市場	15	
順天地区	康香子	順天 寺洞 165	60	
長城地区	金益坤		48	
羅州地区	崔鐘基		10	
谷城地区	金ジョンソン		12	
濟州地区	姜太文	南濟州. 大静邑上浦里	14	
蔚山地区	辛ジュヨン(54)	蔚山. 西生面龍里	30	
計			8,930	676

㊦創価学会の系譜



㊦発生した事件

1965年8月19日ソウル市内11個の大学生で構成された自称無窮花愛護会員20名が、市内昌新洞にある創価学会礼拝所を襲撃し、創価学会日本会長である池田大作の写真を破り、礼拝所代表朴泰岩氏を殴打、本尊2個、大白蓮華経など7巻の宣伝冊子を持って消え去った事件があった。

㊦国内浸透経緯

創価学会は4.19(学生革命)後、日本の新聞などを通じて初めて紹介され始め、1963年7月頃在日僑胞朴相輔、金宗植らが、韓国内の布教組織の責任を受けて帰国したのが、その契機になった。また大邱にある「ナイロン会社」に勤務することになった日本人技術者石田と現創価学会韓国支部責である崔圭垣らの共鳴で、大邱を中心にソウルを始め全国に伝道し始めた。

㊦国内の布教方法

布教手段としては来世より現世の幸福を追求しなければならないという主張をしながら、布教対象を貧困と疾病で苦難を受けていたり、精神的や心理的に孤独を感じる者、そして無知で愚昧な人たちを対象に布教をする。その布教手段は

- ①この教を信じれば神経痛、胃腸病など難治病を治せる。
- ②貧しい者も金持ちになれる。
- ③事業で成功できる。
- ④色々な難を免じられる。などの詐欺性のある甘言利説で説得させ、一旦脚を踏み込んだ

信者が離脱しようとする機微が見えると、肉体的な集団「テロ」や脅迫、または精神的な脅しを敢行しながら、「殺される」という恐怖感を造成する方法を取るといったものだ。

(オ) 創価学会の内幕

① 創価学会の発生経緯と内歴

今から7百余年前、元の軍隊が日本を侵攻した時、いわゆる「神風」を起こして元軍を殲滅させ日本を救ったという名僧「日蓮」氏を教祖とする国粹主義的日本仏教のある分派と知られている。

日蓮は日蝕、月蝕、地震などの変が既成邪教(仏教)の氾濫のせいであり、外侵を防御(元など)するためには既成仏教を禁断しなければならないと幕府当局に建議舌が、当初には死刑を言い渡され減刑されたことがあった。

創価学会の発源は西暦1222年2月16日日本関東の僻村で出生したある僧日蓮が、1253年頃に建てた日蓮宗に根拠を置いている。釈迦の経典である法華経の中に末法(釈迦誕生2千年後の時代)というのがある。この末法初期に、教主が出て今後万年の間衆生を救えるという秘法を作ったのが僧日蓮であり、その経典は日蓮の字は南無妙法蓮華経であると創価学会は主張し、この経典を本尊にしている。

南無妙法蓮華経を本尊とする日蓮宗は、日蓮の死亡後に「日蓮正宗」「日蓮宗」「本法華宗」「本門派」「本文法華宗」「法華宗」「本妙法華宗」「日蓮宗不受不施派」「日蓮宗不受不施静門派」など9個の宗派に分派されたが、創価学会は9個の宗派の中で正統と主張する「日蓮正宗」である。

創価学会は日蓮の南無妙法蓮華経だけが本尊であり、その他釈迦一代に作られたすべての経典は効力を喪失し、また既成仏教は邪宗であると断定しながら、1937年7月12日日蓮正宗を母体に創価教育学会を発足することで形成された。

初代会長の牧口氏は当初教育学を勉強した人で、二代には戸田武が、そして現在三代会長は池田大作である。

創価教育学会は1945年11月「創価学会」に改編し、現在に至っている。

② 創価学会の沿革

1937年 創価教育学会創立、会員60名。

会長牧口常三郎就任

1941年 機関紙「価値創造」発刊

1942年 「価値創造」が日本官憲により9号で廃刊する。

1943年 会員3,000名に増加

1943年6月 牧口会長、戸田城聖ら幹部21名が日本社会に物議を起し(惑世誣民)、治安維持法及び神社に対する不敬罪で立件逮捕される。

1944年11月 牧口会長病死、学会は解散状態

1945年8.15 終戦を契機に戸田城聖氏らにより学会再建され、名称を「創価学会」と改称

1947年 東京に12支部、地方に11支部設置

1951年 機関紙「聖教新聞」発刊

1951年5月 戸田城聖氏が二代会長に就任

1951年12月 会員5728世帯確保

男子 青年部 4部隊

女子 " 5 " 結成

1954年12月 会員 307,490 世帯に増加
1958年4月 二代会長戸田城聖氏死亡
1959年 会員 1,300,000 世帯に増加
1960年5月 池田大作氏が三代会長(現在)就任
1960年10月 米国及び南米に総支部設置
1961年 沖縄総支部設置
1961年10月 欧州総支部設置
1961年 会員 2,300,000 世帯に増加
1963年7月 在日僑胞朴相輔、金宗植らにより、韓国内に浸透しようと韓国総支部を設置。8個の地方支部を形成
1963年9月 会員 3,600,000 世帯に増加
25個 地方支部
85個 総支部
485個 支部組織確保

⊕創価学会の目標

既成宗義外、政治、経済、科学など如何なるものも衆生の苦悶を解決できなかったという前提下に、死後の末世より現世での幸福を享受すべきだということと、このために信仰と政治が一致する統治をしなければならないというものだ。

①日蓮正宗を日本の国教に定め、国家と民衆を救済する。また日蓮の遺命である国立戒壇を大石寺のある富士山の前に、20年以内に建立する。

②全会員は、一切の他の宗教を打破する「大祈伏」運動を展開する。

③日本内の一切の邪教群を一掃した後に、国会の示教により国立戒壇を建立しなければならない。このために学会員の中から多くの国会議員を選出させて、議席の過半数を占めなければならない。

また地方議会の進出をその足掛かりにして、地方議会と国会進出を漸次に拡大しなければならないというのが、彼らの目的である。

⊖創価学会と政治及び路線

創価学会は一概の宗派で、原則的に宗教団体は政治に干渉できなくなっているが、政治と関与しているのが、この宗派の特色である。

創価学会の政治活動は学会の一部署である公明政治連盟で引き受けていて、立候補すれば全員当選という、驚くべき形態で政界に「デビュー」している。

これは日本の政界でもひとつの奇蹟として「アピール」しているが、第一野党である社会党も大きな脅威を受けている。

前回の東京都知事選挙でも自民党が創価学会の支援を得て、東竜太郎氏がやっと社会党候補を破ったという実情もあった。

この学会が1955年頃から政治にも関与して頭角を現していた時、日本の新聞と雑誌はこの世紀的な怪物に目を注ぎ始め、きつい批判と特に唯我独尊的な教理、即ち他宗派に対する戦闘的な挑戦、「祈伏」という強制的な説明方式などは、時には集中的な非難の矢を浴びたりもした。

しかし彼らは世論の非難程度は眼中にも置かず強靱な祈伏を通じ、今日においては既成の政治人が当選しようとするれば彼らの組織の前に跪かなくてはならない程に成長し、また

学会は自らが強大な政治勢力に変わり、遠からず第一野党を狙うようになった。

特に組織員は労働層ながら政治的指向は保守的なようなのだが、注目される点は原爆に反対し対中共(中国)貿易を支持する点では、社会党と路線が一致する点だ。

社会党は現在学会が押し出す新社会主義を小ブルジョアの幻想と攻撃し、自民党は自民党なりに彼らの支持なくては第一党を維持できない日が来るのではないかと恐れて、彼らは恩恵を浴びる以上彼らの膨張に成す術がない。この学会が衆議院選挙にどれだけ進出するかということは、既成政党において今後大きな脅威であり、日本の政界で大きな注目の的になっている。

㊦ 創価学会の政治勢力と選挙活動

学会の議会進出は日蓮本来の目的であり学会の目的なので、全組織を動員して 1956 年 7 月参議院選挙では 3 名を当選させたし、1959 年には 9 名、1962 年 7 月には 15 名を当選させ、独自の院内交渉団体を構成できる位置に上った。

政治関係を専担していた公明政治連盟は公明党に発展して、現在では第三勢力の位置を確保している。

彼らの政治勢力は次の通りだ。

① 公明党(創価学会)議席現況

	議員数
参議院	15
都議員	23
道府県議員	39
市議会議員	724
町村会議員	161
区会議員	137
計	1,099

② 東京都議会の勢力分布

所属	選挙前	65 年選挙	増減
自民党	69	38	-31
社会党	32	45	+13
公明党	17	23	+6
共産党	2	9	+7
民社党	0	4	+4
無所属	0	1	+1
計	120	120	

③創価学会の地方議会議席増加

区 分	議席数
1959 年	270 名
1962 年	370 名
1963 年	1,099 名

㊦創価学会の布教手段

① [祈伏]

創価学会が議会進出のために、学会会員を増加させる運動を展開し、また日蓮正宗(創価学会)以外の宗教や神教に対する排撃手段を祈伏というが、この祈伏の方法としては次の通りだ。

「法本の祈伏」静かに道理を説教して入信させる方法

「化儀の祈伏」実力、強圧、脅迫、暴力を使って入教を強要する方法など、ふたつの方法がある。彼らは、末法の世代には邪智が天下に充満して正法を破壊するので、このような邪智から衆生を救済するためには、強要または暴力的実力によってでも創価学会に引き入れなければならないと主張するのだ。

したがって彼らは祈伏を行うに当たって、組織を動員し集団の威力による実力行動を取っている。

② [祈伏による布教手段]

創価学会の組織は日本式な軍隊式命令系統の組織形態で、自称「鉄の組織」と呼び徹底した監視と強力な統制が加えられるのが特色である。

③強制的布教活動

創価学会は各支部に目標世帯数を割当てて、支部は下部組織である地区に、また地区では班に、班では組がそれぞれ目標世帯数を割当てて、全国組織が割当目標達成に全力を注ぐ。

包摂の第一対象は極貧者、病弱者、事業に失敗したり不振な者など、精神的に不安定な者に集中的で強制的な祈伏運動を行う。

その例を見ると次の通りだ。

Ⓐ包摂対象である同一人に対して、毎日数回、または数人が集団で圧力を加えたり、脅迫的な言葉を使って相対的に恐怖心を起こさせて入会させる。

Ⓑ病人に対しては、入会しなければ3年以内に死ぬと脅迫して入会させる。

Ⓒ一旦入会すると「誹謗落とし」という行為をすることになるが、これは他宗教宗派の仏具や教典などを強制的に破棄させる。

Ⓓ他宗派の寺院などに対してはその弱点を責め、集団で押し寄せて占拠を企てるなど、過激な手段を使うことにする。

① 選挙活動の手段

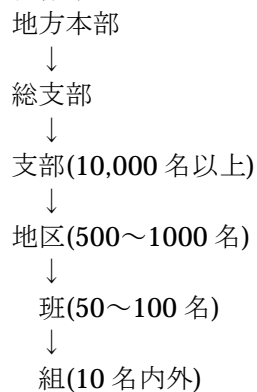
選挙時には会員に、「法に違背しても仏法に違背しない法道は大功德の前兆になる」と宣伝し、学会公薦の候補のための選挙運動を強要する。

1956年の参議院選挙では全国的に1319件、1403名の法違反事故を出し、1959年には224件、303名の法違反事故を出した。

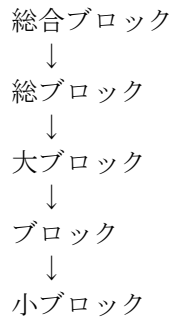
② 創価学会の機構と組織

祈伏を通した「鉄の組織」で、日本軍隊式命令系統の創価学会は縦的組織と横的組織がある。

① 縦的組織系統



② 横的組織系統



㊦ 創価学会の信条

同会の宗主である日蓮の南無妙法蓮華經を本尊に信奉しているが、日蓮に対する信仰心は

- ①日蓮は日本の「眼目」「棟梁」「大船」と信じている。(日蓮著「開目抄」から)
- ②蓮華經を末法以後の救世經と信じている。
- ③現世の幸福は、創価学会(公明党)が政治的執権をすることで遂げられると信じている。
- ④「一天四海」と言って日本を中心とした世界統一がなされるとことと信じている。(勤行要典第四座 38 頁)
- ⑤創価学会が日本の国教になると信じている。
- ⑥死後に天国や極楽ではなく、生存時に恵みを受けると信じる。
- ⑦他の宗教宗派は破滅するだろう。

㊧ 教理

日本仏教の一宗派である「日蓮正宗」の他はすべて邪教と信じる狂信的な集団で、その組織と行動が朴長老教と会い通ずる点がある。

日蓮正宗とは日本の鎌倉時代「日蓮」という道僧が始めた、日本仏教の一宗教の教理である「天仏冥合論」を根拠とし、「政治と個人の幸福は一致しなければならない」という信念で、他の一切の宗教を邪教と規定すると同時に、共産党の細胞のような強力な組織と、「祈伏」という説伏ではない強制的説伏方式で組織を拡張強化している。

一度引っかかると鉄の組織で離脱できず、祈伏を通じたその組織は日常生活でも軍隊の大隊、中隊、小隊、分隊組織のような細胞組織に縛られ、上部の命令には絶対に服従しなければならないようになっていく。

㊨ 組織

指導者の池田大作は別に学識もないが、この宗派では偶像的な存在である。

この教主の下に 3 千余名の幹部と 10 万余名の教学部員(教理指導者で新教の執事及び伝道師)がおり、戦闘的親衛隊員である 90 万名の青年部員がいる。

また海外に約 8 千名の会員を持っていて、その会員が激増の一路をくり返しているのが注目されている。

一般組織は、縦には総支部長—支部長—地区部長—班長—組長に、横には総合ブロック長—総ブロック長—ブロック長—大ブロック—ブロック—小ブロックなどに、蜘蛛の巣のような組織になっている。

1945 年敗戦後初めて創価学会という名前で再登場し、現在約 300 万余世帯の信徒を保有している。彼らはほとんど全部が労働層と農民層ということに注目を集めている。

(2) 創価学会の迷信的行為が引き起こした惨殺事件の例

日蓮上人の加護で何時でも人間の生命を左右できる霊力を持っていると狂信した、ある日蓮宗の信徒が兄嫁の病を治すと、老母と兄嫁を一晩で虐殺する悲劇を引き起こした事件が発生したことがあった。

1900 年、だから今から 60 余年前、日蓮宗の宗派が日本の愚昧な村落に、相当伝播された頃だった。

日本の東京から約 40 里(16km)離れた F 村、ここは極狭小な土地に頼って暮しを営む極貧村。その中に老母と嫁、そして下の息子と孫、孫娘、皆で 5 人家族の貧しい家庭があったが、その家族はそれなりに互いに助け合って暮らす仲睦まじい家庭だった。

そんなある日、孫が家を出た。その家庭の悲劇はそこから始まったのである。息子の行方を捜すために四方をさまい、疲れ果てた嫁。嫁は何年もこんな生活を続けたが、願いを叶え

られないまま、遂には病床に伏してうわ言を続けたが精神に異常をきたした。その頃、下の息子は日蓮宗の信徒になり、日蓮宗と関係の深い寺などを巡回し、敬虔な信徒となった。彼が敬虔な信徒になってからは、真言宗である本家を日蓮宗に改家させ、日蓮上人の肖像まで掲げて置くなど、ほとんど狂信者になった。そして彼は毎日のように明け方から夜まで太鼓を敲き、南無妙法蓮華経を叫びながら村の中を回った。自分には霊力があるから兄嫁の病を治せると言って、家族まで感化させた。それで家族も日蓮宗の固い信徒になった。

そしてある日、めっきり狂気がひどくなった兄嫁が老母を指差し、あの年寄りのお腹の中に入っている狐が私の体に入ってくるので、私の病が治らないのだと叫ぶと、迷信に捉えられた下の息子は、「お前たちの信心が足りないから日蓮上人が、お前たちを法華の法門で閉じ込めたためにこうなったのだ。日蓮上人の教えを本当に信じれば狐を追い出すのは難しいことではない」「狐を追い出して、法華の法門で閉じ込める」と言いながら老母をがんじがらめに縛って置いて、狐を追い出すと脚で蹴り拳で殴って、遂には窒息させて殺してしまった。続けて同じ方法で、兄嫁まで虐殺した。そして毛の中に狐が入り込む怖れがあると、ロウソクの火で髪の毛を全部燃やし、それでもその狐が穴から入ってくる心配があると言って、雑巾の切れ端で耳、鼻、口など、穴という穴は皆ぎっしり塞いでしまった。

こうしておいて彼は、狐が今や全部出て行ったから老母と兄嫁は必ず生き返って、もう兄嫁の病も治ったと喜んだというのだ。

(一) 天理教の布教及び活動状況

(1) 布教手法

(ア) 惑世誑民の手段を使う。

例：

㊦ お金を出さないで病気を治す。

㊧ 1964年8月日本に各国の代表が集まった場所で、天理教韓国代表である許兌圭氏は10年前に肺病末期だった自分が教を信じて治ったと言った。

㊨ 24年間もライ病で身体が腐って行っったのが教を信じて治った。

(イ) 核分裂式布教手法を使う。

(2) 布教対象者

無識層、零細庶民層を対象にする。

(3) 布教対象地域

日本に比較的近い釜山を中心とした慶南、特に鎮海と居昌など、海岸地域を中心に、現在は大邱、ソウルの都市外郭庶民層を対象に布教している。

(4) 活動状況

(ア) 日本の天理教教育財団を模倣して、教育機関設立を計画している。

(イ) 鎮海市では既に公民学校まで用意して、30余名の児童たちに日本の本を基礎にした天理教理を教育している。

(ウ) 信徒たちの子女教育費補助を餌に、教勢拡張をしている。

(エ) 日本への旅行、または留学の夢を持たせて、青年層を包摂している。

(オ) 政治家を対象に、日本視察などの期待を持たせて誘引する一方、教勢に沿った投票数を前に出して、政治家を誘惑している。

(例：釜山、慶南地方など)

(カ) 国内の著名学者たちを日本の天理大学に招請することで、天理教支持勢力を拡張している。

(キ) 宗教団体と関係のある政府機関員、または政党への浸透のために努力している。

(ク) 最近では教祖80年祭記念事業で、事務所教理講習所、神殿などの新築を計画していると言って、同事業に要る資金を傘下各教会、布教堂など、新築予定の建物を分担させて拠出しているという。

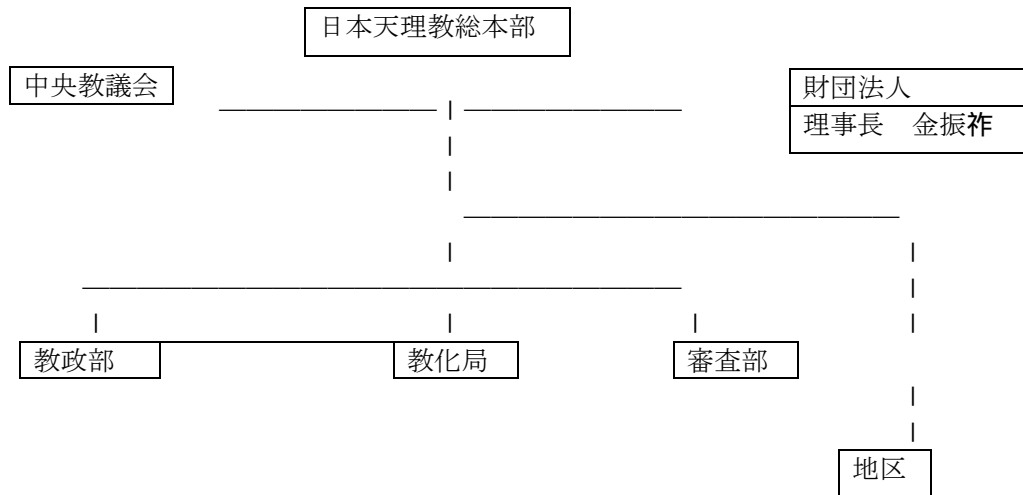
大韓天理教 教祖 80 年祭記念事業関係資金捻出状況

分担教会	所在地	分担建物	資金捻出状況
固城教会	慶南固城	事務室(二階建の建物、建坪 100)	400 万ウォンで建立計画下、傘下 68 個の布教所で 68 万ウォンずつ 408 万ウォンを捻出することにした。7.26 現在 20 万ウォンを拠出納付した。
美鮮教会	慶南馬山	教理講習所 寄宿舎(建坪 110)	坪当り 3 万ウォンずつ要る同建物新築費を傘下 80 ヶ所 3 万ウォンずつの教会及び布教堂に 5 万ウォンずつ拠出の方針で 37 万ウォン募金(信徒孔孝鳳が 10 万ウォン喜捨したという)
釜山教会	釜山 宝水洞	公衆浴場 (建坪 30)	同教会と傘下布教所でそれぞれ 50 万ウォンずつ捻出させることにしたが、現在拠出された金はない
霞城教会	釜山影島	神殿、食堂、その他整地、石膏工事	傘下 180 余布教所から 6 月末現在 150 余万ウォンを送金
束草教会	釜山東草	セメント 300 包	傘下各布教所 1,500 余名の信徒たちから募金中

(5) 天理教教勢分布表

地域	教会数	信徒数	予習信徒数	備考
ソウル	148	35,700	21,500	
京畿	31	3,090	1,343	
忠南	34	3,450	1,930	
忠北	12	1,800	470	
江原	10	1,100	2,400	
慶南	179	84,350	52,152	
慶北	92	53,400	43,650	
全南	21	1,670	1,870	
全北	15	1,380	1,503	
釜山	142	43,205	28,705	
済州	13	1,500	1,895	
計	687	230,645	157,420	

(6) 天理教の組織表



(二) 天理教の韓国内布教経緯

=== 韓日併合後、精神的侵略の武器として天理教を利用 =====

天理教は 1900 年に釜山の零細庶民層に布教を始めた。

韓日併合後、基督教、天道教などが民族運動を展開するのにしたがって、日本は日本の宗教の韓国内布教の必要性を力説した。

1. 朝鮮騒擾と基督教

内容

基督教に対する不快な思いを禁じ得ない。

基督教の宣教師の中には朝鮮騒擾当時に、煽動者の立場から騒擾を援助した痕跡がある。彼らの態度は朝鮮統治を妨害する。独立騒擾(3.1 運動)に関係した大多数が基督教徒と天道教徒たちである。

2. 移住的布教を論じる

(日本固有の宗教の布教を意味)

内容

欧州の先進強国が植民地を獲得すれば、すぐに植民地政策の先駆者として一番先に宣教師を特派するが、これと同じように日本帝国も日本の宗教者は朝鮮だけでなく、台湾、樺太、満州に新日本の楽園を建設するために、日本の宗教の各宗派は朝鮮に永住的な移住をさせ、特派しなければならないだろう。

これは内地人(日本人)の成功を願い、その将来を心配する代わりに、一日も速く移住的布教者を特派しなければならない。各派の中で、天理教、金光教、神理教、大社教の四派は、日韓併合以前から朝鮮で開放。その内で天理教と金光教が最も活発だ。

特に朝鮮独立騒擾以後に天理教は、基督教、天道教などの騒擾煽動に押し流される蒙昧な朝鮮人を教化して行かなければならないという必要性を認め、朝鮮人伝道を目的に布教者養成所を京城(ソウル)に設立し 10 余名の男女を収容、教育させ、根の深い伝道計画を推進している。(朝鮮統治史などの文献から)

(三) 天理教の韓国内布教の沿革

(1) 沿革

- (ア)1900年日本人澤田が釜山で無識な零細庶民を対象に布教を始めた。
- (イ)1903年から布教を積極化
- (ウ)1917年ソウル孝子洞 15 番地に天理教管理所を開設(財団法人設立)
- (エ)1948年天理教管理所を天鏡修養院に改称し、院長李永媛が公報処に登録して再建。
- (オ)1952年 12月 13日天鏡修養院を大韓天理教連合会と改称、会長に金振祚を推戴。
- (カ)1962年 12月 11日社会团体登録法により登録(第 148号)
- (キ)1963年 10月 14日大韓天理教を財団法人として設立登記(番号 49号)教主崔宰漢(二代教主)

(2) 宗教団体としての登録内容

(ア)1965年 8月 17日付新亜日報所載「天理教の社会团体としての登録(第 148号)」を済ませたというのは、5.16革命(軍事クーデター)当時制定された法律第 621号の社会团体登録法による登録をいうもので、その当時の同法においては社会团体概念に宗教団体を含ませていたので、これに沿って天理教も宗教団体として文教部(文部省)に登録したものである。しかし民政移譲に併せて同法を改正し、社会团体概念から宗教団体を除くようになったので、宗教団体は同法による登録対象から排除するようになった。したがって宗教団体は現在、何らの登録なしに布教活動できるようになったし、5.16革命当時の登録は現在は何の効力もない。

(イ) 5.16革命当時天理教が宗教団体として社会团体登録法により登録した内容を概観すると、

1	登録年月日	1962.12.11
2	登録番号	148号
3	創立年月日	1948.10.14
4	会員数	本部 150. 支部(全会員数の間違い?)98,317
5	傘下団体名	教会
6	目的	天神を信奉し、天神の意思である世界一律陽気生活を教義とする。また天理に順応し、心的修養は勿論、天恩、国恩、親恩に答える。
7	財政調達	一般教信徒の義務金、喜捨金、その他の収入
8	登録のための附属書類	①設立趣旨文 ②教憲・・・

(ウ)法人設立内容

1963.7.30付で文教部(文部省)に法人設立代表者金振祚の名義で財団法人設立許可申請をして、同年 10月 14日付で設立許可を受け、同年 10月(日付記載無し)ソウル民事地方法院(裁判所)に登録を終え、現在財団法人として活動している。

法人登記事項(法人登記謄本による)

1	名 称	財団法人 大韓天理教団		
2	事務所	ソウル特別市城東区新堂洞 107 の 1		
3	目 的	<p>本法人は大韓天理教の布教及び教育事業とその他社会事業実施を目的とする。</p> <p>本法人は前条の目的を達成するために、次の事業をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 布教師の養成 2. 教信者子女の教育費補助 3. 迷子、孤児保護事業 4. 上の各項に関連した附帯事業一切その他 		
4	設立許可年月日	1963.10.4		
5	資産総額	参百参拾万ウォン		
6	出資方法	基本財産から出る果実、または大韓天理教総本部の補助、篤志家の喜捨金及び事業収益金		
7	理事姓名及び住所	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%; border: none;"> ソウル鐘路区桂洞 36 の 11 金振祚 ソウル鐘路区桂洞 36 の 11 金判順 ソウル西大門区弘濟洞 238 金寅洙 ソウル城東区興仁洞 198 の 10 金杞洙 釜山影島区青鶴洞 崔宰漢 </td> <td style="width: 40%; border: none; vertical-align: top;"> 代表理事制限規定 理事 金振祚 以外は代表権なし。 </td> </tr> </table>	ソウル鐘路区桂洞 36 の 11 金振祚 ソウル鐘路区桂洞 36 の 11 金判順 ソウル西大門区弘濟洞 238 金寅洙 ソウル城東区興仁洞 198 の 10 金杞洙 釜山影島区青鶴洞 崔宰漢	代表理事制限規定 理事 金振祚 以外は代表権なし。
ソウル鐘路区桂洞 36 の 11 金振祚 ソウル鐘路区桂洞 36 の 11 金判順 ソウル西大門区弘濟洞 238 金寅洙 ソウル城東区興仁洞 198 の 10 金杞洙 釜山影島区青鶴洞 崔宰漢	代表理事制限規定 理事 金振祚 以外は代表権なし。			

(エ)定款内容の一部

定 款

第一章 目的と事業

第一条 本法人は大韓天理教の布教及び育英事業とその他社会事業実施を目的とする。

第二条 本法人は前条の目的を達成するために、次の事業をする。

1. 布教師の養成
2. 教信者子女の教育費補助
3. 迷子、孤児保護事業
4. 上の各項に関連した附帯事業一切その他

第二章 名称と事務所

.....

.....

(四)天理教に関連した諸事件

1. 1965.8.7

光州で、日本語でできた教典を持って羽織を着た天理教信者たちが、布教しに街を歩き来
していて国民の対日感情を誘発させ、新聞に報道された。

2. 1965.8.15

太極旗で覆面をした大学生 7 名がソウル新堂洞 107 にある天理教本部を襲撃、器物破損、
信者殴打などの事件が発生したが、この学生たちは

(ア)民族の正気を傷つける日本の宗教は、自ら解散せよ。

(イ)日本の手先の宗教は、自ら解散せよなどの内容を持ったビラを撒いた。

3. 大韓天理教総本部では最近、日本から布教の資金を持ち込み、政治的基盤を固めようと画 策した。

彼らは議員たちとも接触をし、教会から捧げた巨額を不当支出した。

このような情報に接した警察は、天理教に対して全面捜査に着手し、天理教教統崔宰漢
(58)を 2 月 23 日検挙。私文書偽造、横領などの嫌疑で立件した。また警察は同日聖教新聞
29 部、太白蓮華 10 巻、聖教クラブ 24 巻も押収した。

(五)天理教に対する当局の措置

1. 1963.12.17

社会団体登録に関する法律が改正され宗教団体が、登録なく自由に活動できるようになっ
たのに従って、天理教は日本語の布教書類(教典)を配布し始めたところから社会に騒ぎを
起こし、

2. 1964.8

文教部(文部省)は天理教に対して、日本式要素をなくすように警告。

3. 1965.8.17

文教部(宗教審議会)は天理教に対して、同年 8 月 25 日までに、

(ア)信仰対象である天理教の定義と概念を民族の主体性に合うように改正して、

(イ)神壇、布教活動、教限、教紋、儀式などを、わが民族に合うように改正せよ。

(ウ)日本の天理教とのすべてのつながりを断絶し、日本の天理教との各種刊行物の取引き
も中止し、

(エ)教徒たちの日本旅行を一切厳禁せよ。

(オ)信仰目的を帯びる一切の惑世誣民、または迷信的布教活動を厳禁する。

など 10 個の項目に達する条件を発送し、天理教が以上のように民族性に合うような自立
的是正をしない時、民族主体性を侵害する類似宗教団体とみなし、非愛国的な犯法行為者
として殲滅させると警告した。

(六)天理教関係者の主張

1. 天理教は教祖を除いては、日本とは何らの関係がない。

2. 天理教は発祥地が日本なので、儀式が日本風なのだが、純粋に韓国的な宗教に改進した。
(日本の資金援助で布教している)

3. 天理教の発祥地である日本国内でも、国祖神を信奉しないと弾圧されたのに、天理教を日
本の宗教だとか、類似宗教だと言うのは不当だ。

(初期には弾圧を受けたが、明治維新以後は日本の国粋主義御用宗教になり、神道の一派で
ある)

4. 天理教は汎世界的宗教である。

5. 類似宗教ではない。
6. 日本の資金搬入説はでっち上げの中傷謀略である。
7. 天理教に対する差別待遇は憲法違反である。

(七)天理教の発生過程

- 1.1838年に日本天理市にいた、ひとりの地主兼主婦である中山美枝子によって始まった日本神道の一分派である。
- 2.中山美枝子は激情とヒステリー患者に見られる熱狂癖があり、人格変換を起こし、
「私は天の将軍だ」
「私は元の神、実の神だ」
「私は世界を救うために愛眼を持って天から降りて来た」と叫んだ。
- 3.初期には日本神道の正統派から排斥され、惑世誑民する迷信と当局によって迫害されたが明治維新以来、宗教懐柔政策で国粹主義な日本の御用宗教になり、漸次教勢が確立した。

(八)天理教の本質

1. 信仰対象

天地創造の天理を摂理するという天理主様を、唯一の神として信奉する。
天理は「天地」「日月」男女、水火など天の理教を指すという。

2. 教理

Ⓐ 三訓(行わなければならないこと)

- ① 正信、② 正意、③ 正行、または
④ 早起き、⑤ 正直、⑥ 勤勉

Ⓑ 8 戒銘(捨てなければならないこと)

- ① 吝嗇なこと ② 貪欲 ③ 憎しみ
④ 偏愛 ⑤ 憤怒 ⑥ 欲心 ⑦ 驕慢

Ⓒ 五恩(報いなければならないこと)

- ① 神恩 ② 国恩 ③ 親恩 ④ 師恩 ⑤ 衆恩

以上のような教理の主軸を成すのは因果応報説だが、すべての現象や結果は五恩によって起きるので、人間の不幸や病は、自身が受けた恩恵に報いず、累積した恩恵の圧力のせいで発生するということである。

したがって病の治療は、自分が受けた恩恵を凌駕する徳を築くとか、または悪い因縁を切らなければならないということである。

例、

男が半身不随になった場合は、酒色を貪ったり婦人を虐待したから生じたものである。

3. 儀式

① 勤行(礼拝)は日の出、日没時に実行する。

② 勤行は参拝と神楽歌(日本の神楽を写したものである)をする。

③ 神殿は日本の神棚と似た天理様を祀った木塔で、神殿の前には鼓、バイオリン、ピアノなどの楽器がある。

- ㊦教職者は日本の神官たちが被る帽子のような黒い布に、天理の象徴を刺繍した教紋のある帽子を被る。

(九)大韓天理教の日本との関係

1. 日本の天理教で発刊する「道友」「陽気」「天屋時銀」などの各種刊行物を受取り、布教活動に使用する。
2. 1964.1.12 天理大学教授の大谷繁が来韓し、外国語大学日本語科教授として在職
3. 1965.9.20 日本の天理教に教義要点解明及び修正要請の建議文を発送
4. 日本の招請で韓国の代表たちが日本を訪問し、布教運営資金を交渉している。
5. 日本の天理大学で韓国の学者を招請し、親近化、または教徒化に努力する。
6. 天理大で年間朝鮮語学科卒業生 150 程を輩出し、韓国に派遣される日本人は同大学で一定な訓練を受けるが、天理大を橋頭堡とした精神的浸透を恣行する憂慮がある。

(十)天理教の内幕と主張

1. 日本の国粹主義的な宗教であることを表している。その例として
 - (ア)日本の大和神道 13 個の宗派の内のひとつの派で、宗教儀式は神社参拝儀式と似通う。
 - (イ)五恩の中に皇恩があり、大韓天理教ではこれを国恩と変えた。
 - (ウ)正行 12 神界のある頁には「神国人として生まれ、皇恩を忘れてはならない」という内容があり、天理教の教紋は日本皇室の桃花紋を使っている。
 - (エ)信仰の対象である天理主様は十柱神を意味し、十柱神は日本の過去の国神 800 万神の全体を主宰する唯一神と信じているが、これは日本の国神である天照大神の父神または母神をいう。
 - (オ)甘露台または天照大神、日本の天皇を崇拝しなければならないという天理教義によって日本の国教である神道と一致すると、1908 年には神道の一宗派として公認を受け、東亜侵略の精神的浸透武器として使われた。
2. 政治的侵略性を合理化する宗教である。その例として久野豊彦著の天理教の本義に次のような内容がある。
 - (ア)天理教は日本を愛せ、教徒は日本に順ぜよ、これが真なる大和魂だ。(同書 105 頁)
 - (イ)天理教は一世紀にわたって日本主義を絶叫した。日本は世界の兄で、姉になる国であり、外国は弟で、妹になる国だ。

兄は弟を訓育し、弟は兄の教えに従わなければならない。この教(天理教)が世界に弘布されれば順序が明らかになるであろう。(同書 p123~124)
 - (ウ)日本が小さいかのように扱われたが、根が表れても怖れてはならない。これでは外国が偉大だと言ったが、今やこれからは潰れて日本が外国を思うがままにするという天啓が実現するのである(同書 p216~217)。以上のように天理教は、明治維新以後外国への侵略行為を天啓と言って合理化する教義を展開させ、外国侵略の先頭を歩いて来た。
3. 迷信性の宗教である。
 - (ア)甘露台を万病治療薬と信じる。

神が三日三晩の間に 9 億 9 万 9 千 9 百 9 拾 9 人を創生する時、その神が位置していた所を甘露台という。この甘露台は現在、日本の天理教本部がある奈良県(天理市)丹波市(町)「千葉」にある三重石塔上を指すのだが、この甘露台で甘露を貰った者は長寿無病だと言い、115 歳まで生きられるという。甘露を玉水と呼び、これを万病の治療薬としながら治

病を前面に押し立てて布教する。

(イ)天理教が初期に日本の官憲から弾圧を受けた迷信行為の例

Ⓐ御神楽踊と雑魚寝

明治33年(1900年)を前後して天理教が一時、青森県内で盛んだった。

村ごとに支部を置き、ひと月に二回程度集まりを持って踊を踊る。

この踊をいわゆる御神楽踊という。

この集会の前の日の晩には必ず前夜祭を催すが、前夜祭では雑魚寝をする。雑魚寝というのは男女の信徒が全裸になってひとつの部屋の中で寝ることをいう。この時、人妻や、未婚の娘の区別なく、男の信徒たちはしたい放題に性行為を恣にする。そしてこのせいで受胎した子どもは「天から授かった子ども」と言って、当事者は勿論村の人たちまで喜んだ。人妻の場合、夫もその子を天の息子として大事に育てた。

Ⓑ妊娠妄想の悲劇

天理教がとても流行ったある村で、妊娠妄想症にかかったある女が、下腹部に物を詰め込んで、お腹を膨らませて見せた後、妊娠したという噂が回った。この噂が広まると村の人たちは「天の息子」と崇拝した。それから数ヶ月が経ち、遂に産み月になった。しかし彼女は子どもを産むわけがない。産み月がずっと過ぎて子どもを産まないで、村の女たちがその家に集まって、御神楽踊を踊りだした。

踊を踊れば神の加護で子どもを早く産むというのだ。村の人全部が出て来て何日もの間、踊を踊っても子どもを産まないで、家の中を綺麗にしなければ神が降りて来ないと、それぞれ家に帰って行って自分の家の掃除を始めた。

村の人たちがそこまでやっても子どもを産まないで、「まだ汚いものがある、神が降りて来れないのだ」と家の中にある生活道具を皆燃やしてしまい、遂には下着まで引張り出してすべて燃やしてしまった。それでも子どもを産まないで、不浄な物は全部燃やしてしまわなければならないと、それぞれ着ていた服まで皆燃やしてしまい、男女を問わず全員裸になってしまった。

皆が裸になっても、それでもお産をお祈りし、神楽踊を踊る騒ぎを続けた。後でこの事実を知って駆けつけた駐在所の巡査によって、やっとのことで鎮圧されたという呆れた話があった。

(十一)天理教の国内布教に対する批判(マスコミ)

(1)天理教に布教の自由を与えたら、この民族は精神的に日本に隷属してしまうだろう。

その理由は、天理教が日本文化を土台にした宗教運動なので、天理教を信奉するという事は即ち、日本の精神文化を受け入れることを前提とするからだ。

問題は天理教の信奉という信仰現象にあるのではなく、国民が日本精神の奴隷になるいうところにある。

(2)天理教は日本の侵略行為の先鋒なので、反民族反国家的なのである。

(3)天理教の布教を禁じなければならない。

(十二)天理教の国内布教の問題点

(1)天理教の邪教性の余否

(ア)内務部(内務省)が天理教の邪教性及び反国家性などの余否を、文教部(文部省)に質疑したところ、

1964.7.28 文教部の答は次の通りだ。

文教部の回答

- ① 憲法で保障された宗教の自由により、社会团体登録法の対象から除かれたので、宗教の自由をより保障している。したがって布教活動が国家の安寧、秩序に悪影響を与える証拠がない限り、当部で邪教と規定するのは難しい。
- ② 既成の宗教団体が天理教の布教を禁じて欲しいという陳情に対して、文教部はこれまた以上と似たような回答をした。
- (1) 現行法で取締れる限界は、次のような消極的方法の外にはない。
 - (ア) 軽犯罪処罰法
 - (イ) 寄附金品募集禁止法
 - (ウ) 外換管理法などによる部分的な取締りの他に根本的な対策はない。

(十三) 対策

- (1) 国粹主義的な日本の宗教(天理教、創価学会)の国内布教を前に、国民への無防備な拡大を憂慮して政府と与党は、色々な対策を確立と、その宣伝に努めることに思料される。その理由は今まで国会などで怠った立法措置の研究を公約した現政府、与党の公約実現。
- (2) 日本の退廃的文化の浸透防止を公約した 7.13 公約などの実践のためである。
(赤字の部分は原文が消えているので、前後の脈絡からそんな内容が書かれているはずと訳者が推測した文である)

方案

- (1) 憲法上で宗教の自由が保障されているが、憲法第 32 条第 2 項による民族主体性確立のための社会秩序維持、または民族の公共福利のために、侵略的な本質と政治性を帯びているかの余否を研究検討
- (2) 天理教が財団法人設立許可を得たことがあるが、民法第 37,38 条を適用できるかの余否を検討
- (3) 迷信、詐術、甘言利説の惑世誣民行為を処罰できるよう、刑法を改正しなければならないか研究検討
- (4) 社会团体登録法を 5.16 時のように、宗教団体も登録対象に含ませる内容の法改正が必要かの余否の検討
以上の諸方案を合理的に研究して、民族主体性確立のための諸措置が必要である。